

第 268 回
かすみがうら市農業委員会総会議事録

1 かすみがうら市農業委員会告示第 9 号

令和 8 年 9 月 4 日かすみがうら市農業委員会告示第 9 号をもって、令和 8 年 9 月 10 日(木)かすみがうら市霞ヶ浦庁舎大会議室に、第 268 回かすみがうら市農業委員会総会を招集する。

2 総会の日時および場所

令和 8 年 9 月 10 日(木) 午後 2 時開会
かすみがうら市霞ヶ浦庁舎大会議室

3 出席委員

1 番 石塚 洋二	2 番 麻生 登美子	3 番 豊崎 静代	4 番 中山 峰雄
5 番 佐賀 正治	6 番 井坂 孝雄	7 番 齋藤 務	8 番 廣瀬 栄二
9 番 小倉 達也	10 番 宮本 康子	11 番 岡部 正仁	12 番 矢口 明之
14 番 関 宏幸	15 番 飯田 敬市		

4 欠席委員

13 番 福田 美保

5 説明のため出席した者

事務局長 齋藤 英憲 係長 松澤 智之 主任 齋藤 秀樹

6 議事録署名委員

7 番 齋藤 務 8 番 廣瀬 栄二

7 議事日程

① 諸般の報告について

② 議事録署名委員について

③ 日程の決定について

④ 報告案件について

報告第28号 農地法第5条第1項第6号の規定による市街化区域内の農地転用届出について

報告第29号 農地法第18条第6項の規定による通知の受理について

報告第30号 制限除外の農地移動届出の受理について

⑤ 議案審議について

議案第38号 農地法第3条の規定による権利の設定・移動の許可について

議案第39号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第40号 農地法第5条の規定による許可の取消願について

議案第41号 現況証明願の交付決定について

議案第42号 農地改良協議書に対する同意について

議案第43号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案の意見の決定について

午後 2 時 51 分閉会

事務局長	ただ今の出席委員は 14 名で、会議規則第 7 条の定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。 ただ今から、令和 8 年第 268 回農業委員会総会を開会いたします。 なお、会議規則第 4 条により、13 番 福田美保委員から欠席届が提出されております。 それでは、会議規則第 5 条により、議長は会長が務めることになっておりますので、以後の議事進行につきましては、飯田会長にお願いいたします。
議長	(会長あいさつ) (諸般の報告)
議長	次に、議事録署名委員の指名及び書記の指名を行います。議事録署名委員は、会議規則第 16 条第 2 項の規定により、7 番 齋藤務委員、8 番 廣瀬栄二委員を指名いたします。 なお、本日の会議書記は、事務局の齋藤主任を指名いたします。
議長	次に、日程の決定について、お諮りいたします。 ただ今から午後 5 時までとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。 ・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・
議長	ご異議なしと認め、さよう決しました。
議長	報告案件に入る前に 1 件報告があります。 去る 9 月 3 日に現地調査を実施しました 3 条の許可申請案件のうち、申請受付日が令和 8 年 8 月 24 日、受人が●●●●●● ●●●●●、渡人が●●●●●●●●●● ●●●●●、申請地が●●●●●●●●●● 畑 3,240 m²、申請事由が経営規模拡大のため、につきましては、令和 8 年 9 月 4 日受付で取下げ願がありました。理由としましては、農地としての現場修正が生じたためです。 以上、ご報告いたします。
議長	次に、報告 28 号ないし第 30 号の報告案件ですが、委員の皆様には既に議案書が送付されておりますので、事務局説明は省略しまして質疑に入ります。

	報告第 28 号ないし第 30 号について、ご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。 ・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・
議長	ご意見等ございませんので、報告第 28 号ないし第 30 号は、これで終わります。
議長	それでは、議案審議に入ります。 はじめに、議案第 38 号「農地法第 3 条の規定による権利の設定・移転の許可について」を上程いたします。 事務局より議案の朗読をお願いいたします。
事務局	（事務局朗読）
議長	ただ今、議案の朗読が終わりました。 続きまして、事前調査員の説明をお願いいたします。
4 番 中山峰雄	9 月 3 日午前 9 時から霞ヶ浦庁舎において、佐賀委員と井坂委員と私 中山の 3 名で、書類審査後、現地調査を実施してきました。 それでは説明いたします。 番号 1 番の農地は、●●●●の●●●●●から約 800m 北東に位置する畑 2 筆になります。現況は、きれいに管理されていました。申請人は、経営規模拡大のため、今回の申請に至りました。さつまいもを作付けする計画です。 続きまして、番号 2 番の農地は、●●●●●●から約 300m 南東に位置する田 1 筆になります。現況は、きれいに管理されていました。申請人は、経営規模拡大のため、今回の申請に至りました。水稻を作付けする計画です。 続きまして、番号 3 番から 5 番の農地、こちらについては、申請人が同一であり土地の所在も近いため、一括で説明いたします。●●●●●●●●●●から約 300m 南西に位置する畑 3 筆になります。現況は、きれいに管理されていました。申請人は、経営規模拡大のため、今回の申請に至りました。サカキを作付けする計画です。 続きまして、番号 6 番の農地は、●●●●●から約 400m 南に位置する畑 1 筆と、約 1km 南東に位置する畑 2 筆になります。現況は、きれいに管理されていました。申請人は、経営規模拡大のため、今回

	の申請に至りました。さつまいもを作付けする計画です。 続きまして、番号 7 番の農地は、●●●●●●●●から約 500m 北東に位置する田 1 筆になります。現況は、きれいに管理されていました。申請人は、経営規模拡大のため、今回の申請に至りました。水稻を作付けする計画です。 続きまして、番号 8 番の農地は、●●●●●●●●●●から約 500m 南西に位置する畑 7 筆になります。現況は、きれいに管理されていました。申請人は、経営規模拡大のため、今回の申請に至りました。梨を作付けする計画です。 以上、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。 委員の皆様の更なるご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	ただ今、事前調査員の説明が終わりました。 これより、議案審議に入ります。 はじめに、番号 2 番の案件について、審議いたします。 6 番 井坂孝雄委員が議事参与の制限となりますので、会議規則第 13 条の規定により退席をお願いいたします。 ここで、暫時休憩いたします。 (6 番 井坂孝雄委員 退席)
議長	会議を再開いたします。 番号 2 番の案件について、ご意見、ご質問等ございますか。 ・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 番号 2 番について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。 (賛成者挙手)
議長	全員賛成ですので、番号 2 番は原案のとおり許可することに決定いたします。 6 番 井坂孝雄委員の入室を認めます。 暫時休憩いたします。 (6 番 井坂孝雄委員 入室)

議長	会議を再開いたします。 次に、番号１番及び番号３番ないし番号８番の案件について、一括して審議いたします。 番号１番及び番号３番ないし番号８番について、ご意見、ご質問等ございますか。
７番 齋藤務	番号７番の案件についてですが、許可要件等を満たしていることは重々承知しておりますが、無償譲渡で米を作るという内容で、受人の方が大分ご高齢であり、住所も市外で当該農地からは遠距離であるとのことなのですが、相続の関係とかそういったことなのか、事務局としては確認をされていますか。
議長	事務局の説明を求めます。
事務局	こちらの案件につきましては、実質的な農作業をされる方が、受人の息子さんというように聞いております。しかしながら、その作業に係る段取りの指示等を受人がされるというようなことで、本申請を受け付けさせていただいております。
７番 齋藤務	それならば、今回息子さんを受人とする申請とした方が後々のことも考慮すると適当なのではないかと判断いたします。
議長	事務局の見解を伺います。
事務局	そういった見方もあるかと思いますが、申請者の意向を尊重して本申請を受付けさせていただきました。
議長	その他、ご意見、ご質問等ございますか。 ・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 番号１番及び番号３番ないし番号８番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。 （賛成者挙手）
議長	全員賛成ですので、番号１番及び番号３番ないし番号８番は原案の

	とおり許可することに決定いたします。 以上、議案第 38 号 8 件の申請については、許可することに決定いたしました。
議長	次に、議案第 39 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を上程いたします。 事務局より議案の朗読をお願いいたします。
事務局	(事務局朗読)
議長	ただ今、議案の朗読が終わりました。 続きまして、事前調査員の説明をお願いいたします。
5 番 佐賀正治	それでは説明いたします。 番号 1 番になります。図面番号 1 番も併せてご覧ください。申請地は、●●●●の●●●●●から約 200m 南東に位置する畑 1 筆になります。こちらは、第 2 種農地と判断しました。申請人は、太陽光発電施設として使用するため、今回の申請に至りました。申請地は、地域計画の区域外となります。転用による周辺農地への影響はないと判断しました。許可要件を満たしていると考えます。 続きまして、番号 2 番になります。図面番号 2 番も併せてご覧ください。申請地は、●●●●●●●●●●から約 400m 南に位置する田 2 筆になります。こちらは、第 2 種農地と判断しました。申請人は、太陽光発電施設として使用するため、今回の申請に至りました。申請地は、地域計画の区域内ですが、令和 8 年 6 月 24 日付けで地域計画変更申出書が提出されております。転用による周辺農地への影響はないと判断しました。許可要件を満たしていると考えます。 続きまして、番号 3 番になります。図面番号 3 番も併せてご覧ください。申請地は、●●●●●から約 700m 北東に位置する田 1 筆になります。こちらは、第 2 種農地と判断しました。申請人は、太陽光発電施設として使用するため、今回の申請に至りました。申請地は、地域計画の区域外となります。転用による周辺農地への影響はないと判断しました。許可要件を満たしていると考えます。 続きまして、番号 4 番になります。図面番号 4 番も併せてご覧ください。申請地は、●●●●●●●●●●から約 200m 北に位置する畑 1 筆になります。こちらは、第 2 種農地と判断しました。申請人は、太陽光発電

議長	施設として使用するため、今回の申請に至りました。申請地は、地域計画の区域内ですが、令和 8 年 6 月 24 日付けで地域計画変更申出書が提出されております。転用による周辺農地への影響はないと判断しました。許可要件を満たしていると考えます。 続きまして、番号 5 番になります。図面番号 5 番も併せてご覧ください。申請地は、●●●●●●●●から約 150m 北に位置する畑 1 筆になります。こちらは、第 2 種農地と判断しました。申請人は、太陽光発電施設として使用するため、今回の申請に至りました。申請地は、地域計画の区域外となります。転用による周辺農地への影響はないと判断しました。許可要件を満たしていると考えます。 続きまして、番号 6 番になります。図面番号 6 番も併せてご覧ください。申請地は、●●●●●●から約 200m 北に位置する畑 1 筆になります。こちらは、第 2 種農地と判断しました。申請人は、太陽光発電施設として使用するため、今回の申請に至りました。申請地は、地域計画の区域内ですが、令和 8 年 6 月 24 日付けで地域計画変更申出書が提出されております。転用による周辺農地への影響はないと判断しました。許可要件を満たしていると考えます。 続きまして、番号 7 番になります。図面番号 7 番も併せてご覧ください。申請地は、●●●●の●●●●●●から約 500m 南西に位置する畑 1 筆になります。こちらは、第 2 種農地と判断しました。申請人は、工事発生土置場として使用するため、今回の申請に至りました。申請地は、地域計画の区域外となります。転用による周辺農地への影響はないと判断しました。許可要件を満たしていると考えます。 続きまして、番号 8 番になります。図面番号 8 番も併せてご覧ください。申請地は、●●●●●●●●●●から約 500m 南西に位置する畑 2 筆になります。こちらは、第 2 種農地と判断しました。申請人は、太陽光発電施設として使用するため、今回の申請に至りました。申請地は、地域計画の区域内ですが、令和 8 年 6 月 24 日付けで地域計画変更申出書が提出されております。転用による周辺農地への影響はないと判断しました。許可要件を満たしていると考えます。 以上、委員の皆様の更なるご審議のほど、よろしくお願いいたします。 ただ今、調査員の説明が終わりました。 これより議案審議に入ります。議案審議は一括にて行います。 番号 1 番ないし番号 8 番の案件について、ご意見、ご質問等ごさい
----	--

	ますか。
8 番 廣瀬栄二	番号 2 番の案件ですが、事務局の朗読の中で、1 筆 40 万円とあったのですが、2 筆の間違いではないでしょうか。
議長	事務局の説明を求めます。
事務局	2 筆で 40 万円の間違いです。訂正させていただきます。
議長	その他、ご意見、ご質問ございませんか。
3 番 豊崎静代	番号 7 番の案件、転用施設が『工事発生土置場』とのことですが、何 m ³ で、どのぐらいの期間になりますか。
議長	事務局の説明を求めます。
事務局	発生土は 3,051 m ³ で、期間は今年の 10 月から 10 か月間となっております。
議長	その他、ご意見、ご質問等ございますか。 ・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 番号 1 番ないし番号 8 番について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。 （賛成者挙手）
議長	全員賛成ですので、番号 1 番ないし番号 8 番は、原案のとおり許可することに決定いたします。 以上、議案第 39 号 8 件の申請については、許可することに決定いたしました。
議長	次に、議案第 40 号「農地法第 5 条の規定による許可の取消願について」を上程いたします。 事務局より議案の朗読をお願いいたします。

事務局	(事務局朗読)
議長	ただ今、議案の朗読が終わりました。 続きまして、事前調査員の説明をお願いいたします。
6 番 井坂孝雄	それでは説明いたします。 番号 1 番になります。図面番号 9 番も併せてご覧ください。申請地は、●●●●●●●●から約 350m 東に位置する農地となります。令和 8 年 2 月 19 日付けで太陽光発電施設に伴う 5 条の転用許可がされた土地ですが、設置者変更のため、許可の取消願が提出されたものです。現地を調査し、転用行為がされていないことが確認できましたので、許可の取消を行っても支障はないものと判断しました。 以上、委員の皆様の更なる審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	ただ今、事前調査員の説明が終わりました。 これより議案審議に入ります。 議案第 40 号について、ご意見、ご質問等ございますか。
3 番 豊崎静代	取消事由の『設置者変更のため』とは、どういうことなのか具体的に教えていただきたい。
議長	事務局の説明を求めます。
事務局	太陽光発電施設の案件ですが、申請した業者とは別の業者が改めて申請するということから、一度許可をしたものを取り消すという内容となっております。
3 番 豊崎静代	別の設置業者というのは、決まっていますか。
議長	事務局の説明を求めます。
事務局	話は伺っております。今回の件につきましては、従来の許可案件に対して、何ら現場が動いていない、手付かずの状態だったものですので、取消して差し支えないものと判断いたしました。

議長	その他、ご意見、ご質問等ございますか。 ・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第 40 号について、原案のとおり取消することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。 （賛成者挙手）
議長	全員賛成ですので、議案第 40 号は原案のとおり取消することに決定いたしました。
議長	次に、議案第 41 号「現況証明願の交付決定について」を上程いたします。 事務局より議案の朗読をお願いいたします。
事務局	（事務局朗読）
議長	ただ今、議案の朗読が終わりました。 続きまして、事前調査員の説明をお願いいたします。
6 番 井坂孝雄	それでは説明いたします。 番号 1 番になります。図面番号 10 番も併せてご覧ください。申請地は、●●●●から約 900m 北東に位置する畑 1 筆になります。こちらは、20 年以上前から山林化しており、現在に至っていることから、証明しても問題ないと判断しました。 以上、委員の皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします
議長	ただ今、調査員の説明が終わりました。 これより議案審議に入ります。 議案第 41 号について、ご意見、ご質問等ございますか。 ・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第 41 号について、原案のとおり交付決定することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。

	(賛成者挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第 41 号は原案のとおり交付することに決定いたしました。
議長	次に、議案第 42 号「農地改良協議書に対する同意について」を上程いたします。 事務局より議案の朗読をお願いいたします。
事務局	(事務局朗読)
議長	ただ今、議案の朗読が終わりました。 続きまして、事前調査員の説明をお願いいたします。
6 番 井坂孝雄	それでは説明いたします。 番号 1 番になります。図面番号 11 番も併せてご覧ください。申請地は、●●●●●●●●●●●●●●●●から約 200m 北西に位置する田 2 筆になります。こちらは、新治地内の市の道路課発注の公共工事による建設発生土を搬入し、田畑転換をするための申請となります。改良後は、露地野菜を作付けする計画となっております。 以上、同意相当と判断しました。委員の皆様の更なるご審議のほどよろしくお願いいたします
議長	ただ今、調査員の説明が終わりました。 これより議案審議に入ります。 議案第 42 号について、ご意見、ご質問等ございますか。 ・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第 42 号について、原案のとおり交付決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。 (賛成者挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第 42 号は原案のとおり交付することに決定いたしました。

議長	次に、議案第 43 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農地利用集積等促進計画案の意見の決定について」を上程いたします。 事務局より議案の説明をお願いいたします。
事務局	(事務局説明)
議長	ただ今、議案の説明が終わりました。 これより議案審議に入ります。 はじめに、番号 2-1 番の案件について審議いたします。 6 番 井坂孝雄委員が議事参与の制限となりますので、会議規則第 13 条の規定により退席をお願いいたします。 ここで、暫時休憩いたします。 (6 番 井坂孝雄委員 退席)
議長	会議を再開いたします。 番号 2-1 番の案件について、ご意見、ご質問等ございますか。 ・・・異議なしの声(質問、意見なし)・・・
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 番号 2-1 番について、原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。 (賛成者挙手)
議長	全員賛成ですので、番号 2-1 番は原案のとおり決定いたします。 6 番 井坂孝雄委員の入室を認めます。 暫時休憩いたします。 (6 番 井坂孝雄委員 入室)
議長	会議を再開いたします。 次に、番号 1-1 番及び番号 3-1 番ないし番号 16-1 番の案件について、一括して審議いたします。 番号 1-1 番及び番号 3-1 番ないし番号 16-1 番の案件について、ご意見、ご質問等ございますか。 ・・・異議なしの声(質問、意見なし)・・・

議長	よろしいですか。 それでは、採決いたします。 番号 1-1 番及び番号 3-1 番ないし番号 16-1 番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。 (賛成者挙手)
議長	全員賛成ですので、番号 1-1 番及び番号 3-1 番ないし番号 16-1 番は、原案のとおり決定いたします。 以上、議案第 43 号 16 件の申請については、原案のとおり決定いたしました。
議長	以上で、本日の議案審議は終了いたしました。 来月の総会は、10 月 13 日（火）午後 2 時から予定しております。 なお、次回の事前調査員は、7 番 齋藤務委員、8 番 廣瀬栄二委員、9 番 小倉達也委員です。日時は、10 月 2 日（金）午前 9 時から霞ヶ浦庁舎小会議室 2 とします。よろしくお願いいたします。
議長	以上を持ちまして、第 268 回農業委員会総会を閉会いたします。 慎重審議、大変お疲れさまでした。 かすみがうら市農業委員会会議規則第 16 条第 2 項により署名する。 かすみがうら市農業委員会会長 _____ 飯 田 敬 市 _____ 署 名 委 員 _____ 齋 藤 務 _____ 署 名 委 員 _____ 廣 瀬 栄 二 _____